

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、
◆ 処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、**5年間の実務従事により返還を免除**

- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援

- 保育士試験の**年2回実施の推進**（27年度：4府県で実施 → **29年度：全ての都道府県で実施**）

- 保育士・保育の現場の**魅力発信**（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算～】

就業継続支援

○保育所等におけるICT化の推進

- ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を**支援**
 - ・都道府県等で実施されている**研修のオンライン化**【R3補正】

○保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）

- ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃＆補助基準額の引き上げ（1施設1名分（233.3万円）→（311.1万円）等）【R3予算～】

○保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行いう方の賃金の補助）

- ・計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう補助要件を見直し【R4予算案】

○園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等

- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限） 支給期間：採用から**5年以内**※）

※直近2カ年のいずれかで保育士の**有効求人倍率**が**2以上**の場合は採用から**8年以内**【R4予算案】

※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用

○保育士の働き方改革への支援

- ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算～】

離職者の再就職支援

○保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）

- ・マッチングシステムを導入する費用を**支援**し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）

- ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算～】

- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

第3章 取り組む施策

III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闇に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

48 他の職員の待遇改善にこの待遇改善の収入を充てることができる柔軟な運用を認める。

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の待遇改善

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し（注）により同様の措置を講じる（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。（注）公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とするなどを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

※公立の施設・事業所含む。

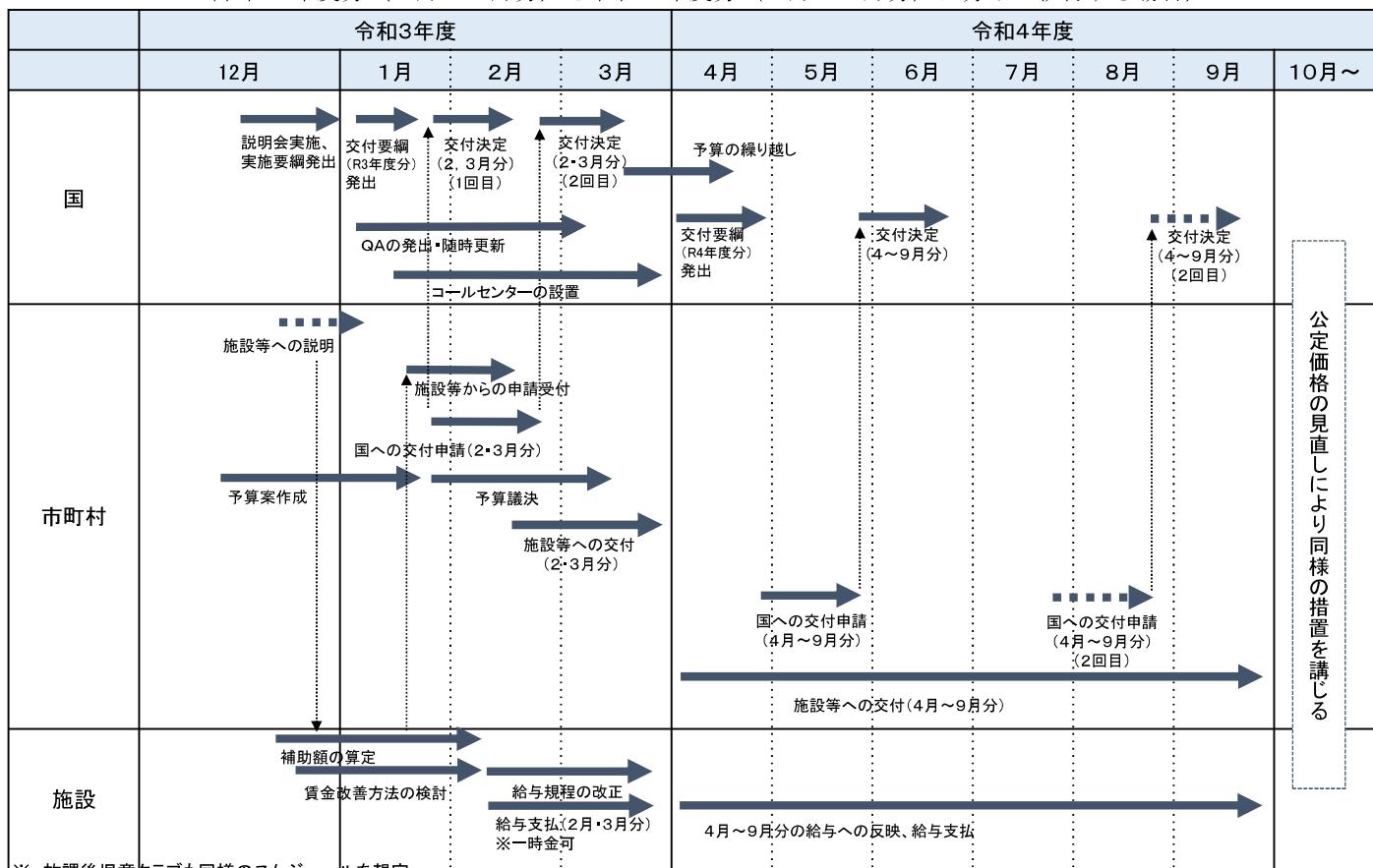
・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<資金の流れ>



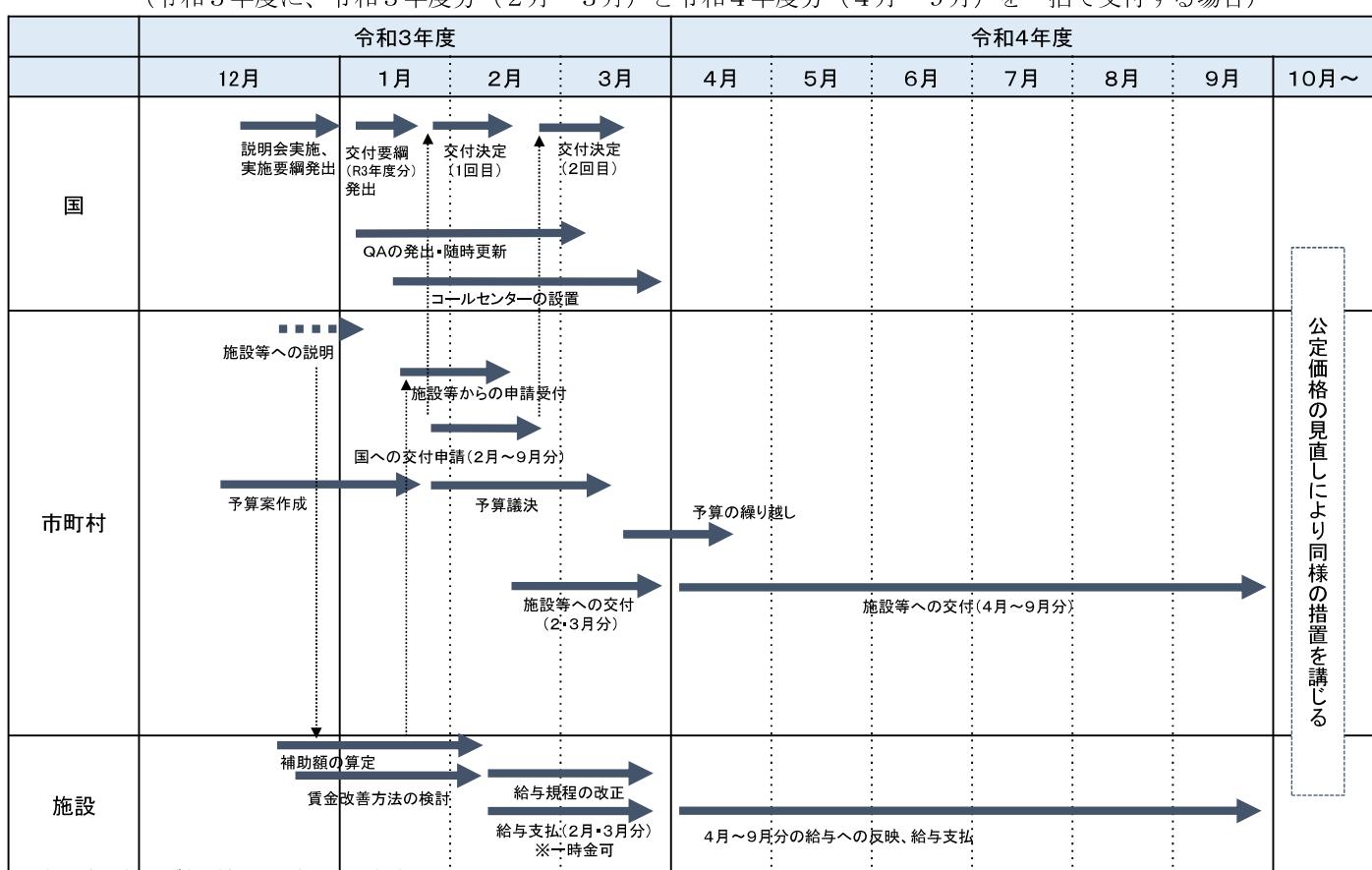
具体的な執行スケジュール

(令和3年度分（2月・3月分）と令和4年度分（4月～9月分）に分けて執行する場合)



具体的な執行スケジュール

(令和3年度に、令和3年度分（2月・3月）と令和4年度分（4月～9月）を一括で交付する場合)



府子本第 1203 号
令和 3 年 12 月 23 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を来年 2 月から前倒しで実施することとされたことを踏まえ、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善を行うこととし、今般、別紙のとおり「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。

別紙

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 処遇改善の対象

本事業の対象は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設（以下「教育・保育施設等」という。）に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）とする。

4. 事業内容

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）を教育・保育施設等に対して補助する。

5. 賃金改善等の要件

(1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「令和2年度における賃金の総額」 × 「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

6. 補助額の算定

補助額は、施設・事業所ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別に定める年齢区分別の補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

※ 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとすること。

※ 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

7. 事業実施手続

- (1) 教育・保育施設等は、事業開始に当たって施設・事業所の所在する市町村に対して事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。
- (2) 教育・保育施設等は、本事業の終了後、事業実績報告書（別紙様式2）を市町村に提出し、市町村の確認を受けることとする。

8. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、教育・保育施設等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 本事業による賃金改善については、公定価格における処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIにおける賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

(3) 補助額（賃金改善部分に限る。）については、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善に充てることができる。

(4) 教育・保育施設等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、あらかじめ概算により支払うことも差し支えない。

9. 経費の負担

本事業の実施に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

総行給第80号
令和3年12月24日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

} 殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公印省略)

公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引上げることとされ、先日、令和3年度一般会計補正予算（第1号）が成立しました。

当該補正予算においては、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より別添のとおり実施要綱が発出されたところです。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであります、各地方公共団体においては、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を勘案しつつ、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

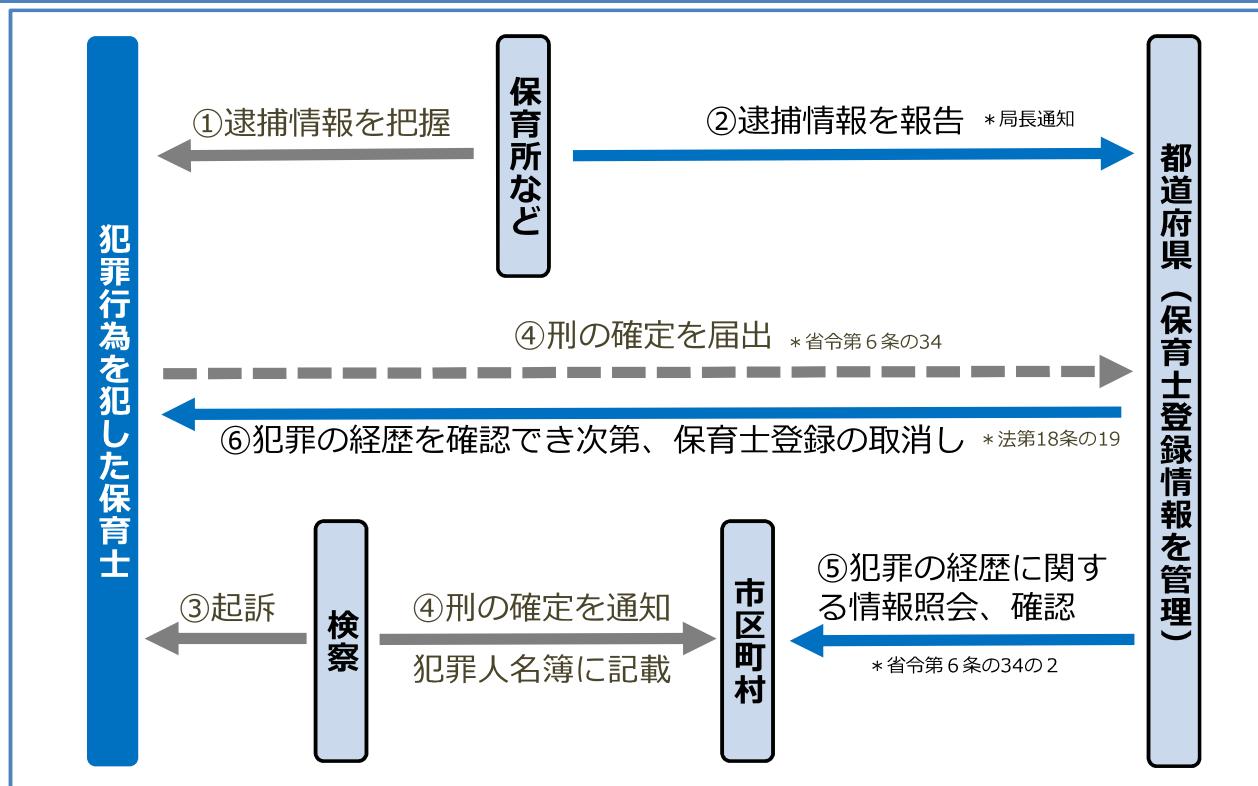
記

- 会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。
 - 保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。
 - 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基

準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。

- 2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。

(現行)犯罪を犯した保育士に対する登録の取消しの流れ



わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果①

<調査について>

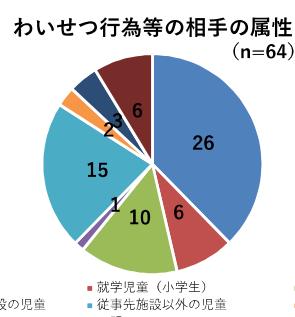
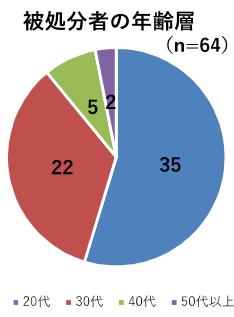
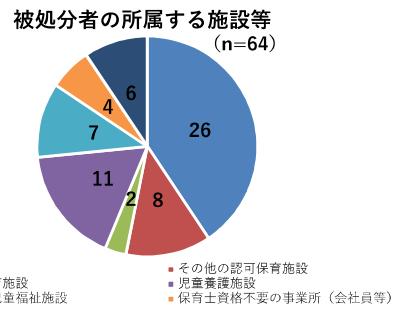
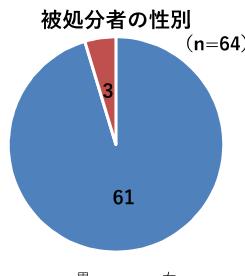
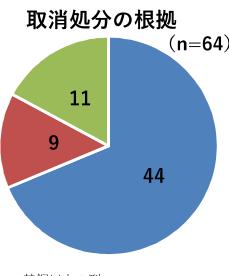
○ 各都道府県に対して、平成15年から令和2年10月末までの間にわいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた者について実態調査を行い、わいせつ行為等により保育士登録の取消処分を受けた計64名について、以下のとおり分析を実施。

<本調査における「わいせつ行為等」の定義について>

- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

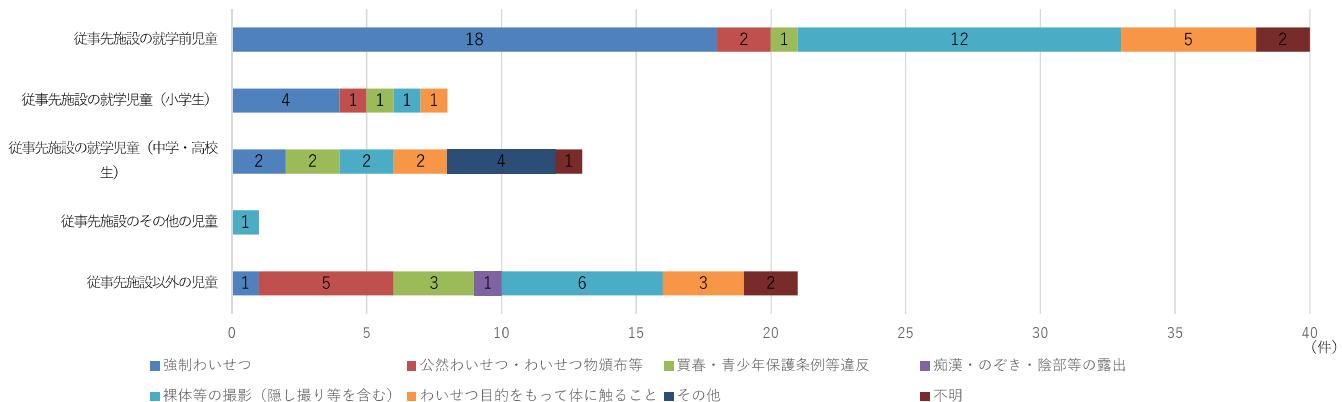
<その他>

- なお、平成15年から令和2年4月までの間に保育士登録の取消処分を受けた者は計127名（男67名、女60名）である。

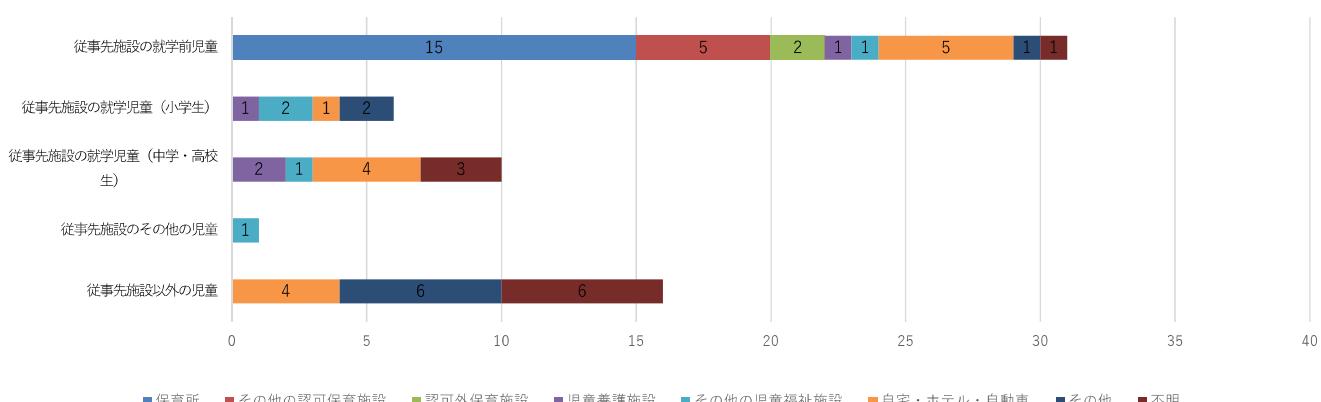


わいせつ行為等に係る保育士登録取消処分の実態調査結果②

児童の属性によるわいせつ行為の態様（複数回答可）



児童の属性によるわいせつ行為等が行われた場所（複数回答可）



保育士登録の取消事務に関する実態調査結果

<調査について>

○ 各都道府県に対して、過去に取消処分が行われた者から、平成30年4月から令和2年10月末までの間で再登録申請があった件数等について調査。

再登録申請の状況

△	1 - 1			1 - 2			1 - 3		
	過去に取消処分が行われた者から、平成30年4月から令和2年10月末までの間で、再登録申請があった件数			1 - 1 のうち、過去にわいせつ行為により、貴都道府県で取消処分を行った者からの再登録申請の件数			1 - 2 のうち、児童へのわいせつ行為により、貴都道府県で取消処分を行った者からの再登録申請の件数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
合計	2	2	4	1	0	1	1	0	1

生命（いのち）の安全教育について

- 「生命（いのち）の安全教育」とは、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進し、子どもたちを性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせない、生命（いのち）の安全教育の充実を図るもの
- 子どもたちへのわいせつ行為等を行う保育士への対応については、保育士の資格管理の厳格化においてその対応を強化する予定である一方、未然防止策を講ずることも極めて重要
- 保育所等においても、内閣府及び文部科学省が開発した生命の安全教育に係る教材及び指導の手引き等を参考に、子どもたちが性暴力の被害者にならないよう、保護者等の理解を得ながら啓発活動等の実践を行っていく必要がある

（参考：文部科学省のHP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日）（抄）

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ（令和3年12月20日）（抄）

- こうした制度的な対応に加え、保育士による児童へのわいせつ行為を未然に防止し、児童の人権を守るために取組として、児童に対して、自分が知らない間に被害者となっていることがないよう、わかりやすい形での啓発活動を行うことや、保育所全体で保育士やそれ以外の職員も含めた形での研修の実施を検討すべきである。

わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し案

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合 執行を終わった日等から起算して <u>2年</u>	<u>期限なし</u> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	<u>期限なし</u> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合 児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <u>2年</u>	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <u>3年</u>
	登録取消・免許状失効等による場合 登録取消の日から起算して <u>2年</u>	免許状失効等の日から <u>3年</u>	登録取消の日から起算して <u>3年</u>
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合 <取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <u>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</u>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 <u>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</u>
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合 <取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※ 法の規定に基づく対応

骨太等による記載について

■性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）（抄）

（わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分）

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

■経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

子どもにわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活躍する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保ための様々な課題について検討する。

教員の議員立法の附帯決議について

■教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日衆議院文部科学委員会）（抄）

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

■教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日参議院文教科学委員会）（抄）

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

保育士の資格管理の厳格化に関する大臣発言

■ 後藤厚生労働大臣閣議後記者会見発言（令和3年11月19日）（抄）

保育の現場において、子どもの権利、また気持ちをしっかりと守っていくことが大切だと思っております。そういうことで、今年の通常国会では教育の現場についても教員免許管理の厳格化が議員立法で成立したところであります。保育士についても、同様にそのような手当ができるように次期通常国会で法案の提出に向けて検討を進めているところであります。具体的には保育士の資格制度や保育士の欠格事由を定めている児童福祉法の改正、これを今検討しておりますので、その中でこの問題についても欠格事由の制度の見直しをすることによって、わいせつ行為等から子どもをしっかりと守っていくように考えていきたいと思っています。

■ 後藤厚生労働大臣閣議後記者会見発言（令和3年11月24日）（抄）

わいせつ行為を行った保育士が再び保育の現場で同様のわいせつ行為を行うような事態というのはあってはならないことだと考えております。児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化については、教員における免許管理の厳格化に関する議員立法が成立した際の、附帯決議の中でも問題提起されていたように、そうしたことを踏まえて教員と同様の対応を検討しているところでございます。

ご承知のように、今日「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」に取りまとめの素案的なものを提出させていただきまして、現在審議をいただいているところでございます。具体的には、禁錮以上の刑で登録を取り消された場合に、刑の執行後、10年間再登録できないようにすることや、児童へのわいせつ行為の場合は刑罰の有無にかかわらず登録を取り消すこと、児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者は、再登録の際、厳格な審査を求めるなどを検討しまして、次期通常国会での法案提出を目指して今作業を進めています。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)概要

目的	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。	
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない) 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。	
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。	
理念責務等	◎基本理念（施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等等） ◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等） ◎法制上の措置等 について規定	
基本指針	文部科学大臣は、基本指針を策定。	
防止に関する措置	① 教育職員等に対する啓発 ② 児童生徒等に対する啓発 ③ データベースの整備等 ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	早期発見対処に関する措置 ① 早期発見のための措置 ② 学校への通報、警察署への通報等 ③ 専門家の協力を得て行う調査 ④ 児童生徒等の保護支援等 ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処
再免許の特例	◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。 ※児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。	
施行期日	◎一部の規定を除き、公布の日（令和3年6月4日）から起算して一年以内に施行	
検討	◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討 ◎3年後の見直し	

待機児童解消に向けた取組の状況について

令和3年8月27日(金)
公表資料

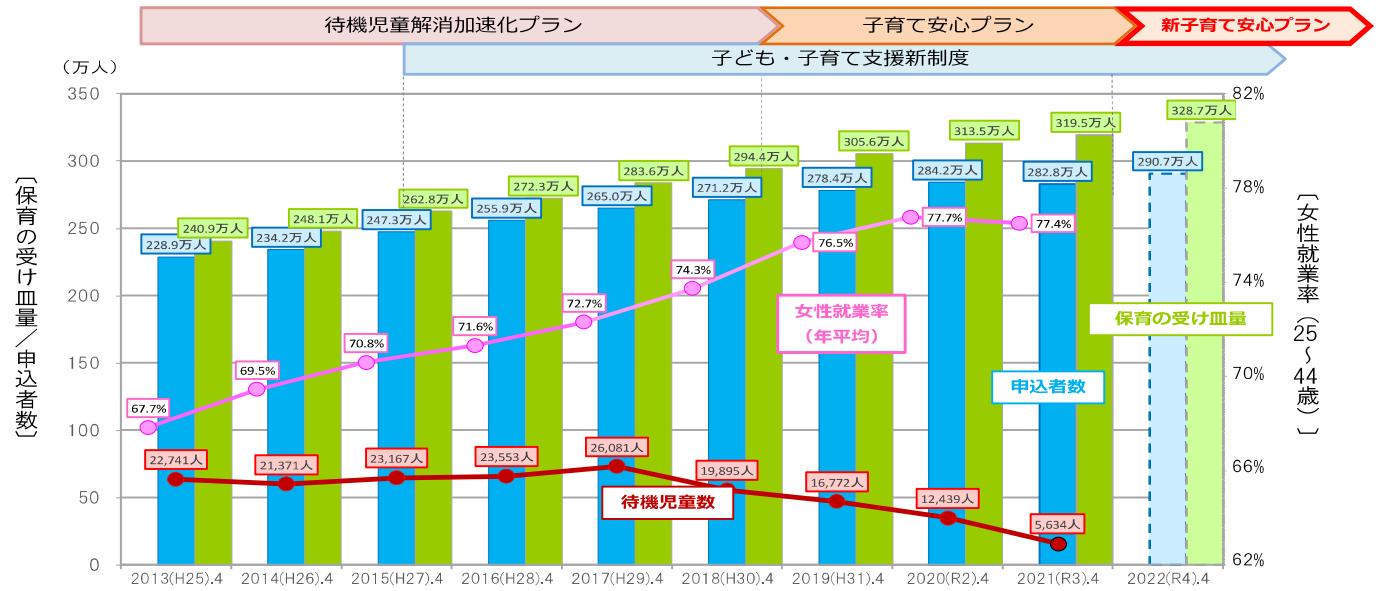
資料6

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、令和2年の女性就業率は減少（77.4%）に転じており、これに伴い申込者数が減少している。2021（令和3）年4月時点の申込者数は約282.8万人で、昨年度と比較して減少（約1.4万人減）。
- 2021（令和3）年4月時点の待機児童数は、5,634人となり、調査開始以来3年連続で最少となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 「新子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込みとなっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



令和3年4月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日(金)
公表資料(一部更新)

①待機児童の状況

待機児童数：5,634人
(対前年▲6,805人)

〔※調査開始以来、
3年連続で最少〕

- ・8割超の市区町村（1,429）で待機児童を解消
- ・待機児童数が50人以上の自治体は20自治体まで減少。

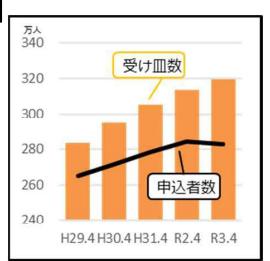


待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R3年度	1,429	292	16	4
対前年	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%
R2年度	1,341	325	53	22

②待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、
・保育の受け皿拡大に加え、
・新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え
が考えられる。



③女性就業率の推移

・令和2年は減少しているが、
・令和3年は再び上昇
⇒ 今後、保育ニーズ（申込者数）も再び増加する可能性があり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

年齢	R1			R2			R3		
	女性・25～34歳	女性・35～44歳	男性・25～34歳	女性・25～34歳	女性・35～44歳	男性・25～34歳	女性・25～34歳	女性・35～44歳	男性・25～34歳
1月	0.5	0.8	1.7	0.8	0.8	0.1	1.4	0.1	0.3
2月	1.0	1.4	0.1	0.6	0.5	0.5	1.2	1.5	1.2
3月	0.8	1.7	0.4	0.4	1.7	1.8	2.4	2.0	0.5
4月	0.8	1.0	1.4	0.8	1.2	1.5	1.0	1.4	1.8
5月	0.8	1.3	0.8	0.8	1.2	1.2	1.0	1.2	1.2
6月	1.8	0.2	2.2	1.8	2.2	2.2	1.0	1.4	1.8
7月	1.8	2.2	4.3	1.8	2.2	4.3	1.2	1.5	1.2
8月	2.1	2.1	3.8	2.1	2.1	3.8	1.0	1.4	1.8
9月	1.8	2.4	2.6	1.8	2.4	2.6	1.5	0.5	1.2
10月	1.3	0.8	1.3	1.3	0.8	1.3	1.8	0.7	0.1
11月	1.1	2.5	0.8	1.1	2.5	0.8	2.1	0.8	0.7
12月	1.9	0.8	1.2	1.9	0.8	1.2	1.2	0.3	1.2

※ なお、子育て安心プラン（目標：H30-R2の間で32万人分）の受け皿拡大量（実績）は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

- 新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込みなどを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。
- その際、待機児童がわざかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、マッチング支援の促進を図るとともに、幼稚園の空きスペースなどあらゆる子育て資源を活用する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（見込み）

年	受け皿拡大量	
	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人
令和5年度	1.9万人	1.1万人
4か年合計	14.2万人	新プラン目標 約14万人

新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月)
公表資料

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和6年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援の拡充**
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参加すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎に対する支援の拡充**
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
や小規模保育 (待機児童が存在する市町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) の**推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** [令和3年度税制改正で対応]
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

保育の受け皿整備等について

- 令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け皿整備等に対応する予算として、令和3年度補正予算（507億円）と令和4年度予算案（482億円）を合わせて、989億円を計上し、補助率の嵩上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。

保育所等整備交付金【拡充】

- 【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。
【対象事業】
・保育所整備事業
・防音壁整備事業
・認定こども園整備事業
・防犯対策強化整備事業

「《拡充》新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）」

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

- 【趣旨】 貸賃物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。
【対象事業】
(1) 貸賃物件による保育所等改修費等支援事業
(2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
(4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【補助割合】
(1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (5) 国：1/2、市区町村：1/2
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）
(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

「《拡充》資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。」

待機児童対策協議会の設置状況について

資料8

- 現時点で23都府県において設置。(※当該23都府県におけるR3.4.1時点の待機児童数は5,255人(全国5,634人の約9割)
- 協議会では、待機児童解消に向けた取組について、KPIやその達成時期を定めるとともに進捗管理を行うこととしており、都道府県はこうした「KPIの設定」やその「見える化」を通じて管内市町村の取組を支援。
- 国としても協議会設置自治体に対して、受け皿整備や保育人材の確保等の支援策を講じている(次ページ参考)

都道府県名	設置日	構成員	(参考) 待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	222人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	10人
山形県	H30.10.29	28市町	0人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	62人
茨城県	R3.10.22	44市町村(全市町村)	13人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	388人
千葉県	H30.8.27	26市町	428人
東京都	H30.6.8	53市区町村	969人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	306人
静岡県	H31.2.28	30市町	61人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	174人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	184人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	158人
兵庫県	R3.10.22	24市町	769人
奈良県	R1.7.1	11市町	132人
岡山県	H30.5.24	12市町	104人
香川県	R2.3.17	17市町(全市町)	29人
愛媛県	R2.1.7	20市町(全市町)	33人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	625人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	24人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	0人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	564人

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算: 402億円の内数 → 令和4年度予算案: 453億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標(KPI)を設定し、②見える化することで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等

(1) 保育所等改修費等支援事業(市区町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

※ 補助基準額

賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
35,000千円(通常27,000千円)

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業(市区町村)

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助(通常は3倍)

※ 補助基準額 12,000千円(通常22,000千円)

(3) 待機児童対策協議会推進事業(都道府県)

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 2,735千円

※ 補助割合 国: 1/2、都道府県: 1/2

2. 保育人材の確保

(1) 潜在保育士の再就職支援(都道府県、指定都市、中核市)

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員(保育士再就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業(市区町村)

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員(就職支援コーディネーター)を追加配置

※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業

○新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市区町村)

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額(上限10,000千円の定額補助)

※ 補助割合 国: 10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI(例)

- ✓ 待機児童数(対前年度減)(市区町村) ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市区町村)
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市区町村)

「2. 保育人材の確保」に関するKPI(例)

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数(都道府県)
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県) ✓ 保育士の平均勤続年数(都道府県、市区町村)



利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

資料9

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算案 1,800億円の内数
(子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）)

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補 助 率：国2／3（都道府県1／6、市町村1／6）

実施か所数：R元年度389か所 → R2年度394か所

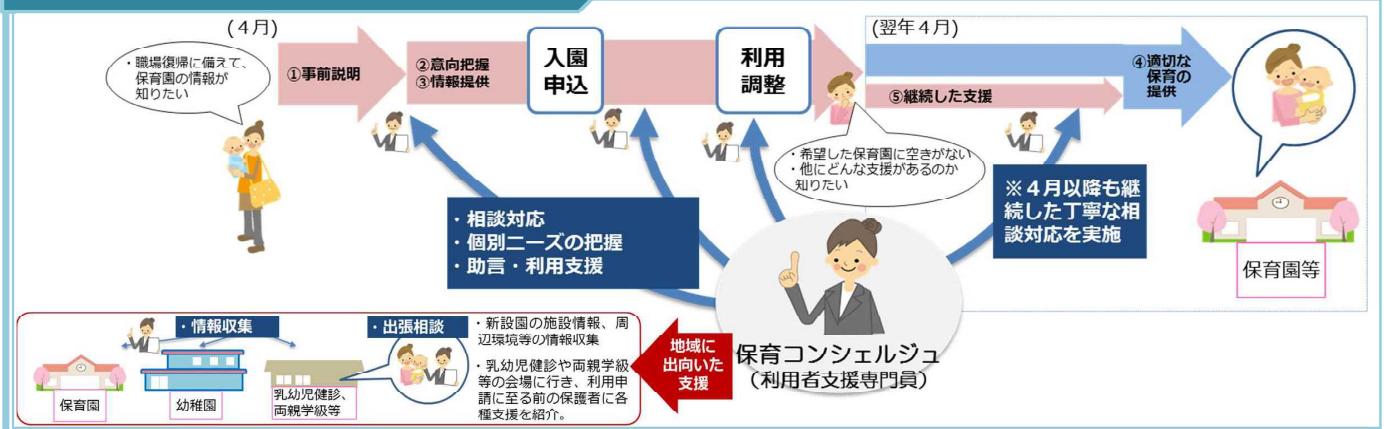
《令和4年度補助基準額》

①基本分 3,078千円

②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円

2. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



広域的保育所等利用事業

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数）

事業内容

① こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

③ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体・補助割合・事業実績

○市区町村

○国：1／2、市区町村：1／2

<こども送迎センター等事業>

H30：29自治体（36か所） R1：34自治体（41か所）

<代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>

H30：2自治体（7か所） R1：2自治体（7か所）

※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



補助基準額

- ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

令和3年12月20日公表

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人ロ減少社会において、良質な保育を提供しがることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担つていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

- 検討を速やかに開始すべきものの ■ 中長期的な課題
- ①人口減少地域等における保育所の在り方
- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
 - 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
 - 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
 - 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討
- ②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援
- 子育て負担を軽減する目的（レスポンシブ・リカレント目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
 - 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
 - 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
 - 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
 - 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等に対応に係る研修の検討・推進等
- ③保育所・保育士による地域の子育て支援
- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
 - 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
 - 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
 - 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
 - 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任等加算の要件見直し等）
- ④保育土の確保・資質向上等
- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育土の魅力発信
 - 各種研修の更なるオンライン化の推進
 - 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコントクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
 - 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育土資格管理の厳格化
 - 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
 - べき地医療等も参考にした地域での保育土の定着支援の検討
 - 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

資料10

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえた 令和3年度中の主な対応等について

今後の予定

①人口減少地域等における保育所の在り方 関係

- ▶ 令和3年12月27日付け事務連絡「「社会福祉連携推進法人の認定等について」の周知について（依頼）」において、社会福祉連携推進法人に関する制度内容等について周知。
- ▶ 人口減少地域で活用が見込まれる制度や施策の1つとして、公私連携型保育所や本年4月に施行予定の社会福祉推進法人に関する資料を周知。（詳細版資料参照）

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援 関係

- ▶ 「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」において人口減少地域における保育の提供に関する調査研究で、全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を行うことにより、保育所等の現状認識・課題等を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、周知予定。
- ▶ 児童発達支援及び保育所の人員基準を改正し、保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクレーシブ保育）を可能とすることについて、令和4年4月からの施行を予定しているところ、今後、2月上旬を目途に児童福祉施設最低基準等の省令改正（案）を情報提供し、年度末までに運用上の留意点等を提示予定。

③保育所・保育士による地域の子育て支援 関係

- ▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備（かかりつけ相談機関の整備）、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。

④保育士の確保・資質向上等 関係

- ▶ 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備（かかりつけ相談機関の整備）、児童等にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化等の内容を含む児童福祉法改正法案を提出予定。（再掲）

※その他の取組等についても順次着手予定

1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
・利用定員を満たさない状態での施設運営、
・継続利用の確保など、
地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が生じる可能性がある。
- 令和2年度調査では、全国の市町村に対してアンケート調査及びヒアリングを実施したところ、本年度は、**全国の保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所等の現状認識・課題・今後の取組を明らかにする。**
また、先進的な取組事例を調査することで、地域課題の類型化・課題ごとの対応策の検討を行う。

2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせて実施予定。

①保育所等に対するアンケート調査

全国の保育所等に対して、保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

②先進的な取組を実施している保育所等に対するヒアリング調査

施設に対するアンケート調査の結果を踏まえ、人口減少地域を中心に先進的な取組みを行っている施設（20～40施設程度）から、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①、②の結果に加え、過年度の調査研究結果等も踏まえ、人口減少地域等の課題の明確化、課題類型ごとの保育のあり方に関する解決方策について具体的に検討、整理する。

（参考）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）抄
「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

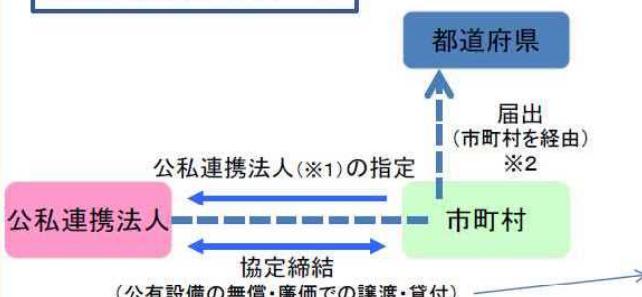
公私連携型保育所等について

平成27年3月10日子ども・子育て支援新制度説明会資料

基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。

公私連携施設のスキーム



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能（ただし、公私連携幼保連携認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。）。

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

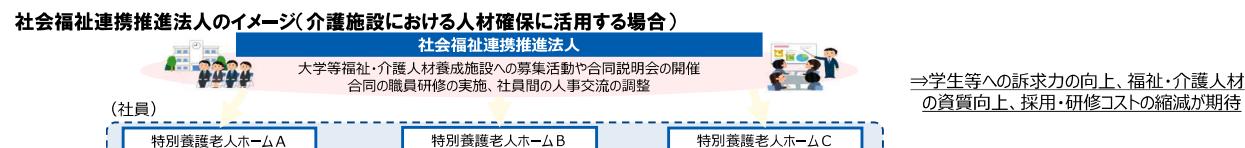
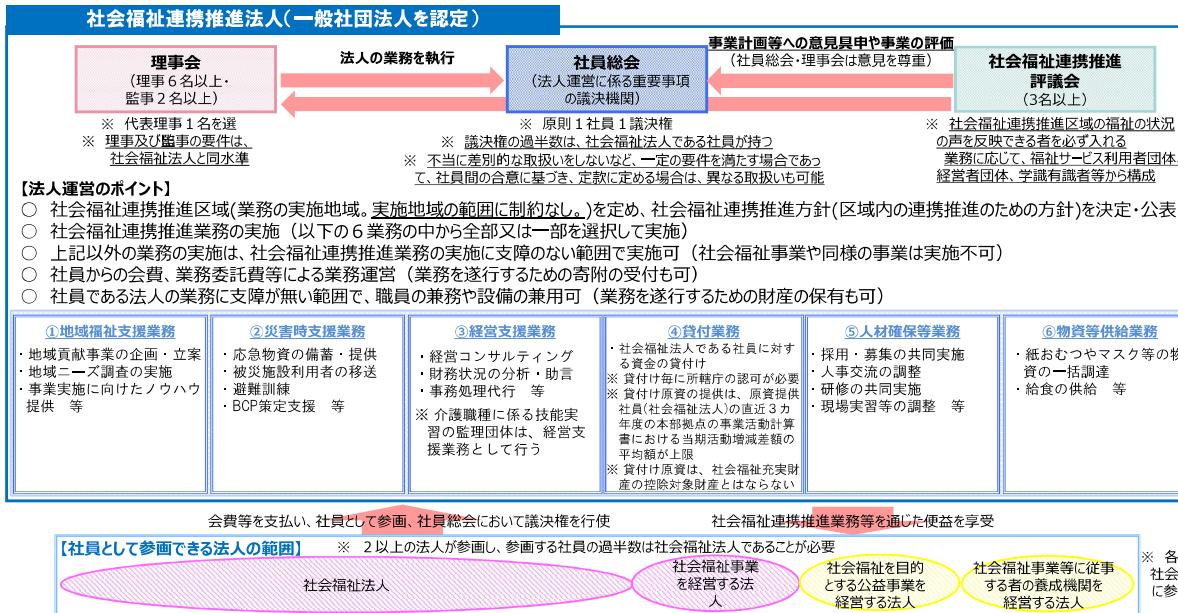
<協定締結事項>

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携認定こども園（公私連携型保育所）の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携認定こども園（公私連携型保育所）における教育・保育・子育て支援事業（保育・子育て支援事業）に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携認定こども園（公私連携型保育所）の設置及び運営に関し必要な事項

社会福祉連携推進法人について

令和3年5月14日とりまとめ

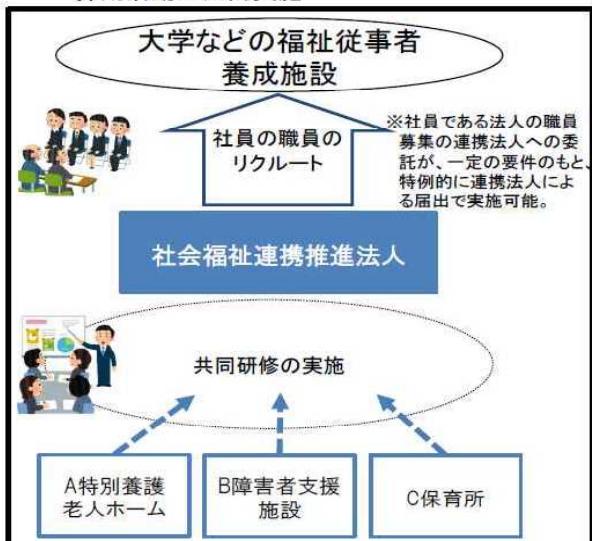
- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



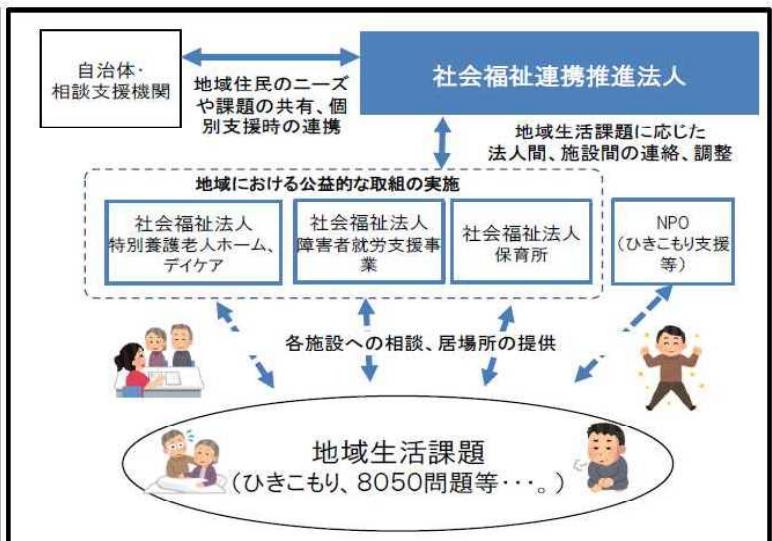
社会福祉連携推進法人の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施

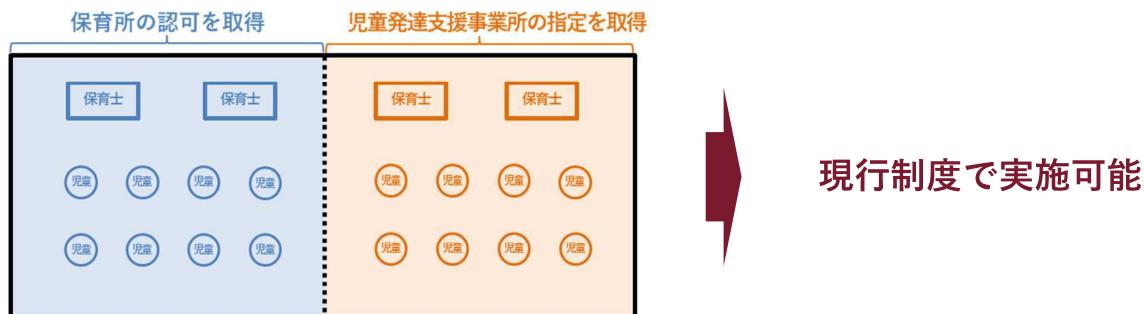


(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応

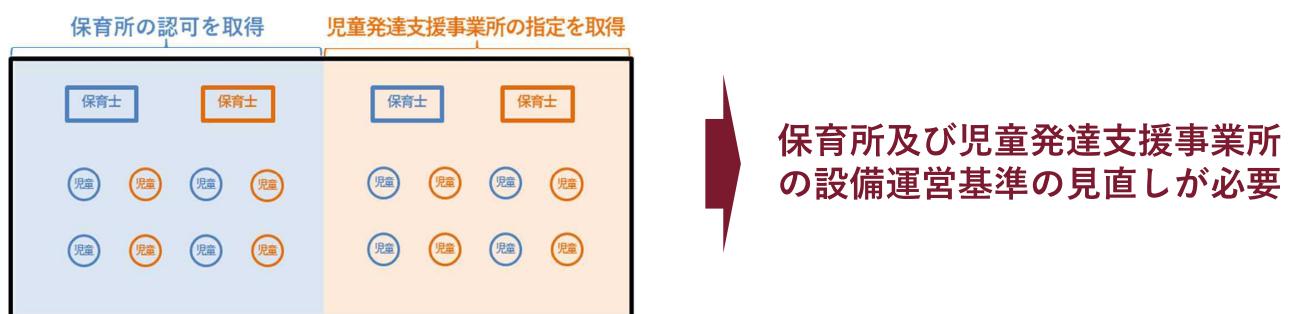


保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移

緊急事態宣言期間中

(箇所)

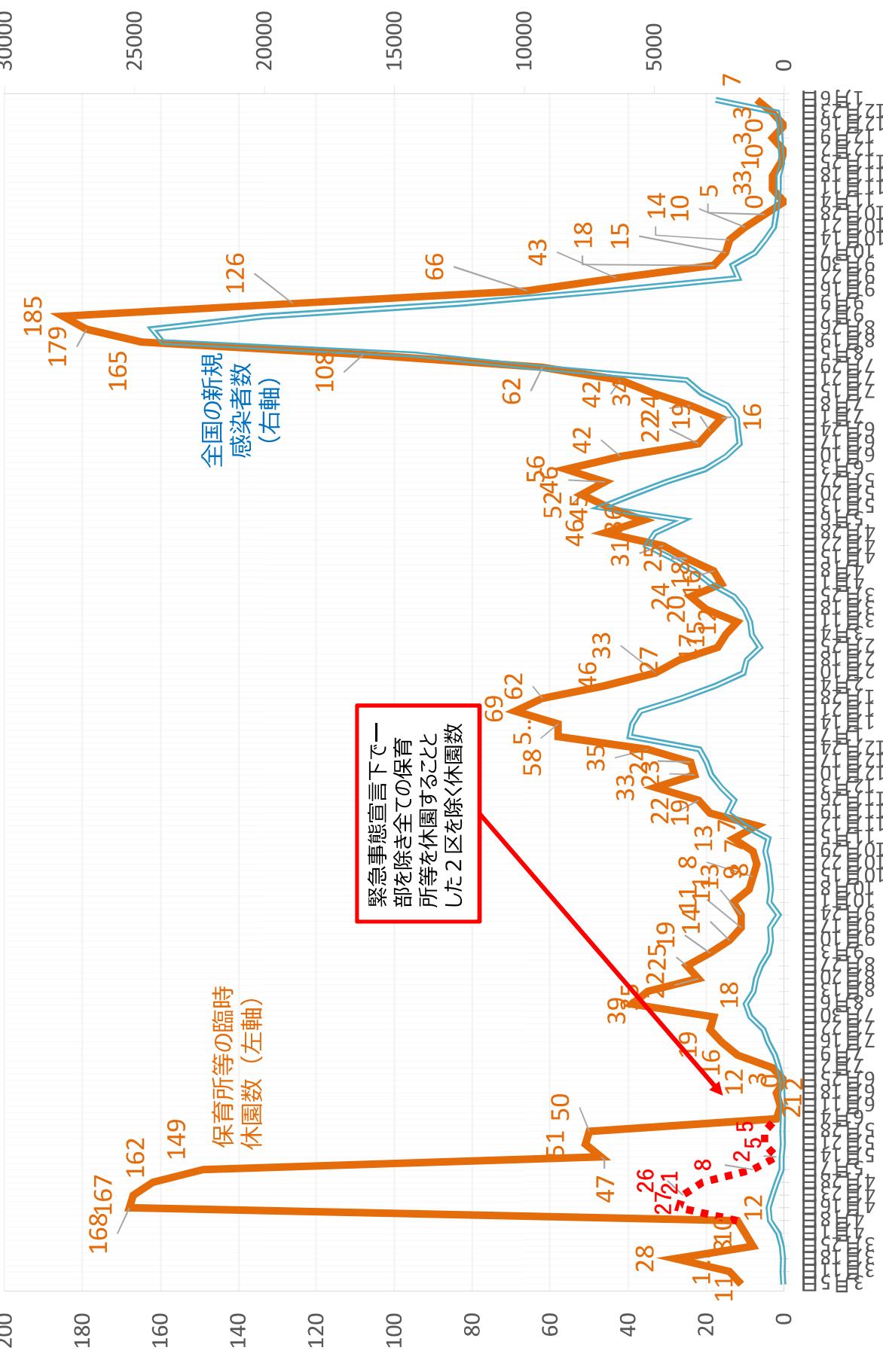
(人)

緊急事態宣言期間中

緊急事態宣言期間中

(箇所)

(人)



資料13

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援

- 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。
- また、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について補助を行うこととしたので、積極的に活用されたい。

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援（令和3年度補正予算）

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために必要となる以下の費用を補助する。

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）
- ②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】事業内容の①及び②の合計 1施設当たり

(1) 定員 19人以下	300千円以内
(2) 定員 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

【補助割合】国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

保育所等における感染症対策のための改修整備等（令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算）

【事業内容】

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➢保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）

➢保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

【補助割合】保育所等整備交付金 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

保育環境改善等事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円）

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
(かかり増し経費、研修受講)



- （「かかり増し経費」の具体的な内容）
- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
 - ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
 - 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
 - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等



【対象施設等】保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

(1) 定員※ 19人以下	300千円以内
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の 公定価格等の取扱いについて

(令和2年6月17日3府省課長連名通知)

1. 公定価格等の取扱いについて

(1) **臨時休園等を行っている保育所等に対する公定価格等については、各保育所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者とともに伴う出勤や登園の回避、要請に基づいた登園自粛による利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、各種加算や減算も含めた算定を行うこと。**

(2) 臨時休園等を行う保育所等に在籍する子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に基づき、日割り計算による減免が行われることとなるが、この場合の国及び地方公共団体の負担増分については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に定める施設型給付費等の負担割合により負担することとなること。

2. 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

公定価格等の対象となる職員の人件費については、1. のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしていることを踏まえ、**人件費の支出についても適切な対応が求められる**こと。

この場合の「適切な対応」とは、**通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うこと**に止まるものではなく、**休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められる**こと。

また、この対応に当たっては、**常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではない**こと。

3. 指導監査等について

本通知の内容も含め、**公定価格等が保育所等において適正に使われているか**については、子どもたちのための教育・保育給付に関する事務の一部を構成するものとして、**子ども・子育て支援法第14条等に基づく市町村の確認指導監査の対象となる**。市町村においては、1. 及び2. の内容も踏まえ、適切な指導等を行うこと。

また、**児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設監査の指導監査事項では、「措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。「」が掲げられているが、これの確認にあたっては、本通知の内容も含まれる**ことから、都道府県、指定都市及び中核市においても、適切に指導等を行つても、なお、この指導等を行つに当たっては、市町村の確認指導監査と必要に応じて連携し、効率的に実施することが望ましい。